「国際知財司法シンポジウム2019」の総括

知的財産高等裁判所長 高部 真規子

第1 はじめに

令和元年9月25日から3日間にわたり、「国際知財司法シンポジウム2019」(Judicial Symposium on Intellectual Property / TOKYO 2019) が開催された。

このシンポジウムは、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットが、共同で開催し、外務省、国際協力機構、国際民商事法センター、知的財産戦略本部、日本経済団体連合会、日本国際知的財産保護協会、日本知的財産協会及び日本弁理士会に後援していただいたものである。平成29年10月及び平成30年10月に実施された、国際知財司法シンポジウム2017及び同2018に続く、第3回目の開催となった。

本稿は、今回のシンポジウムの結果概要とその成果について、総括するものである。

第2 国際知財司法シンポジウムの概要

1 知財高裁における国際化への取組

知財高裁は、平成17年4月に設立され、設立以来3200名を超える海外の法曹関係者等の訪問を 受け、交流を続けてきた。

また、日本の裁判官が、国内外で開催される知的財産権関係の国際会議等において、講演を行ったりパネリストとして参加したりする機会も増え、日本の判例や訴訟運営を紹介するなどして、情報を発信するとともに、諸外国における知的財産権訴訟の審理の実情を理解することに努めてきた。

さらに、知財高裁ウェブサイトを通じて、我が国の知的財産権訴訟に関する裁判例や審理要領 等について、日本語のみならず英語による情報発信等も行っている。

このように、知財高裁では、裁判官が知的財産紛争を適正、迅速に解決するための様々な取組を行い、国際水準に沿った通用力のある質の高い判断を目指してきた。

2 開催に至る経緯

近年の情報通信技術の急速な発展やグローバル化の進展は目覚ましいものがあり、これに伴って、知的財産権分野においては、世界各国で同種の紛争が発生することも珍しくない。

海外に進出する企業のみならず、弁護士・弁理士にとっても、海外における紛争解決の動向を知ることは、極めて重要なことである。また、裁判所にとっても、日本における法律の解釈適用や訴訟運営が、世界標準に耐え得るものか否か常に留意する必要があり、知的財産のグローバルな保護や活用においては、我が国の知財司法制度はもとより、海外諸国の制度に関する最新事情を把握することが重要である。